

9月26日、第1回労働委員会開催！

今年の3月3日、なのはなユニオン&オリエンタルランド・ユニオンは、OLCのショーに長年にわたり出演してきたパフォーマーが今年の3月末及び4月6日に解雇されて件について、OLCに話し合いを求めました。しかし、OLCは「パフォーマーとは直接の雇用関係が無く、団体交渉に応じる義務はない」と頑なに交渉拒否を続けています。ユニオンは解雇だけでなく、組合員の労働条件を長期にわたり実質的に支配していた「使用者」はOLCであると認識し、何回もOLCに対し、文書や直接の要請などしました。しかし、団体交渉に応じていただけないので、東京都労働委員会に不当労働行為の救済を申立てました。

9月26日（金）に第一回労働委員会が開催されました。会社側9人、組合側17人が参加しました。第一回目ということで、双方で提出した書面の確認、書面に対する質疑、主張の補充の確認、組合は何を労働委員会の場に求めているのか、などの「調査」が行われました。

今日の労働委員会は、たいへん地味な内容でした。しかし、オリエンタルランド・ユニオンにとっては、OLCが行っている団体交渉拒否が、労働組合法7条2号でいうところの「団体交渉の拒否」にあたるか否かについての議論の第一歩が踏み出された意義ある労働委員会でした。

※労働組合には、団体交渉＝話し合いによって、使用者に様々な要求を行い、実現する「権利」があります。その労働組合の権利に対して、使用者には団体交渉に応じる「義務」が生じます。ゆえに、使用者が団体交渉の申し入れを拒否することは違法行為です。

第②回労働委員会

おしらせ

日時

2014年11月7日（金）10時30分～

場所

東京都労働委員会 ※都庁34階

なのはなユニオン&オリエンタルランド・ユニオン

オリエンタルランドにおける賃金や労働条件についての相談を受けます。



TEL／047-407-3245

FAX／047-407-3247

■ 相談無料・秘密厳守

なのはなユニオン／オリエンタルランド・ユニオン

〒274-0825 船橋市前原西2-14-1-404

メール : nanohana1988-union@dream.ocn.ne.jp